高齢者虐待を防ぐために

虐待かな？

と思ったら…

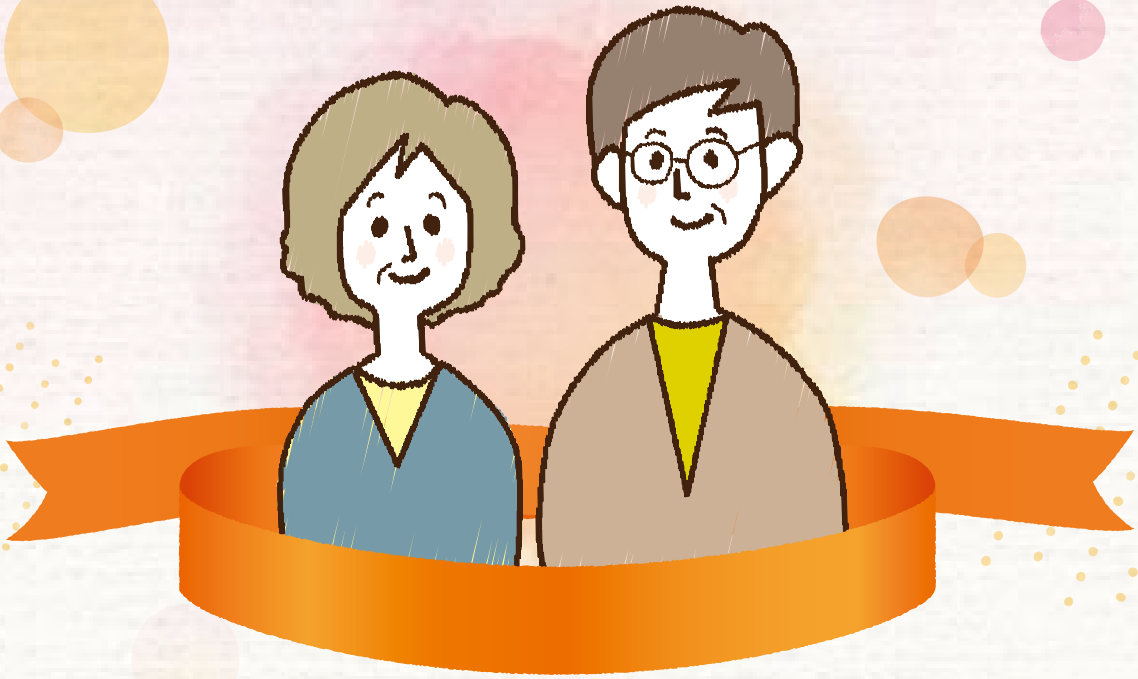

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）をご存じですか？

この法律では、虐待に気づいた人に対し、市町村への通報義務が定められています。虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り支援していくことが望まれています。

岐阜県 / 岐阜県高齢者権利擁護センター

01 虐待かな？と思ったら 市町村または地域包括支援センターへ相談・通報を!!

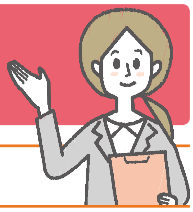

通報について　※通報者の秘密は守られます

生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされています。～高齢者虐待防止法第７条～

虐待は、早期に発見することで深刻化を防ぐことができます。気がかりなことがありましたら、まずはご相談ください。

※ご相談・通報先は、お住まいの市町村の高齢者福祉担当窓口または地域包括支援センターです。

相談・通報のポイント　※可能な範囲でご協力ください

- 虐待のおそれがあると思った状況（誰が、どのようなことをしているのか、気づいたことなど。）
- 高齢者やその家族の情報（住所、氏名、年齢など。）

通報の後は…

家庭で虐待があった場合

通報により、市町村が調査、協議・検討を行い、必要な場合は、高齢者を保護します。また養護者への支援の取組みをします。

施設などで虐待があった場合

通報により、市町村や県が法による権限を使って、調査、実地指導、監査等を行い、高齢者の虐待防止や保護等の取組みを行います。

02 高齢者の権利擁護って何？？ そもそもどんな行為が虐待なの？？

高齢者の権利擁護とは？

基本的人権は、生まれながらに持っているものとして高齢になっても当然保証されなければならないものです。しかし、高齢となり身体機能や認知機能が低下し、自分１人での生活が難しくなると、悪質商法や虐待など、高齢者の権利が侵害されやすい状況になります。

このような高齢者への権利侵害から命をはじめとして自由や社会参加、財産などを守るための取り組みを「高齢者の権利擁護」といいます。

高齢者虐待とは？

高齢者（65 歳以上の人）虐待とは、養護者（高齢者の世話をする家族、親族等）または、養介護施設従事者等による次のような行為です。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例：つねる、殴る、蹴る、やけどをさせる。
　　無理やり食事を口に入れる。ベッドに柵をつける等

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

例：長時間にわたる空腹状態、脱水症状や栄養失調の状態にする。劣悪な住環境の中で生活させる等

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例：怒鳴る、罵る、悪口をいう。排泄の失敗、食べこぼしなどを人前で話すなどして、恥をかかせる等。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例：排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する。
　　人前でオムツ交換をする等。

経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

例：日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。年金や預貯金を無断で使用する。
　　入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない等。

高齢者や養護者（高齢者の世話をする家族、親族等）のＳＯＳかもしれません

高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン

- ☑ ① **身体に不自然な傷やアザ**があり、（高齢者自身や介護者が）説明もしどろもどろ
- ☑ ② **脱水症**を甘くみることは禁物。十分な水分補給が必要
  ⇒家族が意図的に高齢者の水分補給を制限しているなどが想定される場合
- ☑ ③ 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが**散乱**
- ☑ ④ **外で食事するとき、一気に食べてしまう**
  ⇒高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、食べたりできない場合
- ☑ ⑤ **必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない**
- ☑ ⑥ **強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる**
- ☑ ⑦ **落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする**
  ⇒認知症高齢者で、自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつき、不定愁訴※や言葉の繰り返しなどの落ち着きない状態がある場合
- ☑ ⑧**「年金をとりあげられた」**と高齢者が訴える
  ⇒十分な年金収入があるにもかかわらず、生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取立てが来るなど
- ☑ ⑨ 高齢者を介護している様子が**乱暴**に見える
- ☑ ⑩ **家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける**
- ☑ ⑪ 家の中から、家族の**怒鳴り声**や高齢者の**悲鳴**が聞こえる
- ☑ ⑫ **天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったままなど**
  ⇒この状態が継続する場合

出典：「早期発見に役立つ 12 のサイン」（財団法人厚生労働問題研究会）を基に作成
※不定愁訴とは…臨床用語 で、患者からの「イライラする」、「疲労感が取れない」、「よく眠れない」などの、「なんとなく体調が悪い」という強く主観的な多岐にわたる自覚症状の訴えがあるものの、検査をしても客観的所見に乏しく、原因となる病気が見つからない状態

03 養護者（高齢者の世話をする家族、親族等）の支援も行います

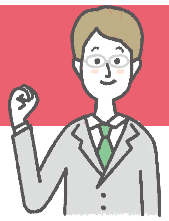

高齢者虐待は、高齢者と養護者の人間関係や介護疲れ、経済的な問題などさまざまな要因が絡み合って起こります。

高齢者虐待防止法は、罰することを目的とはしていません。高齢者の権利を守ることが目的であり、養護者の支援もうたっています。

市町村では、高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者に対する支援を行います。

04 虐待防止のために

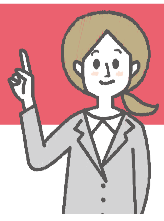

高齢者虐待を身近な地域で起こり得る問題として、虐待防止の意識をもち、高齢者や高齢者の世話をする家族、親族等を見守っていくことが必要です。

日頃から高齢者や、養護者に声掛けをする等、地域全体で支えあっていくことが大切です。

05 ご家族の介護をしている人へ

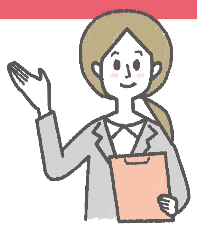

介護の負担を一人で抱え込んでいませんか？
～サービスや制度を利用しましょう～

長年の介護に疲れていたり、一生懸命なあまり追いつめられていませんか？
心身ともに余裕をもって介護を続けるためには、サービスや制度を使って介護の負担を軽減し、介護する人も介護される人も健やかに暮らしていくことが大切です。

在宅サービス

- **訪問介護（ホームヘルプ）**
  介護や家事の支援サービス
- **訪問看護**
  看護師等が自宅を訪問して行う診療補助等のサービス
- **通所介護（デイサービス）**
  送迎により施設で食事や入浴等を行う日帰りのサービス
- **ショートステイ**
  短期間の施設利用サービス
- **福祉用具貸与**
  日常生活の自立を助けるための車椅子・特殊寝台等の福祉用具のレンタル

施設サービス

- **特別養護老人ホーム**
  常時介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所して日常生活支援や介護を受けられるサービス
- **老人保健施設**
  状態が安定している人が在宅復帰できるようリハビリテーションや介護を受けられるサービス

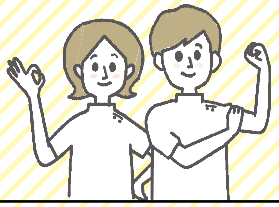

成年後見制度

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理（財産管理）や、日常生活上のさまざまな契約など（身上監護）を本人に代わって後見人などが支援する制度です。悪質商法の対処法としても有効です。

相談先

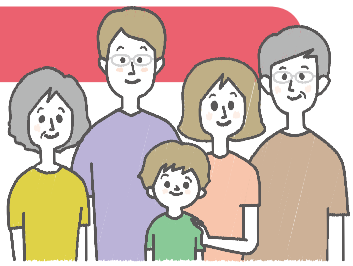

- **市町村の高齢者福祉担当窓口**
  介護保険の手続きや、その他のサービスについて相談できます。
- **地域包括支援センター**
  高齢者やその家族を支える機関です。虐待の早期発見・防止、高齢者の権利擁護、財産を守る取り組みなどさまざまな支援を包括的・継続的に行っています。
  相談内容を市町村とともに把握し、適切な機関と連携して高齢者や家族を支えます。

岐阜県高齢者権利擁護センター
〒500-8385　岐阜市下奈良２丁目２番１号　岐阜県福祉・農業会館
一般社団法人　岐阜県社会福祉士会　事務所内
058-273-1194
FAX 058-277-7217　info@gifu-kourei.iinfo